

梅川文男研究（1）

―プロレタリア詩人、堀坂山行の軌跡―

尾西 康充・岡村 洋子

【要旨】

本研究で取りあげる梅川文男は、戦後、三重県議会議員（一期）・松阪市長（三期）をつとめ、革新の立場から手腕をふるった人物である。一九六一（昭和三六）年の就任から死去する六八年まで在職した松阪市長の時代には、文化行政の面で、いくつもの貴重な業績を遺している。『都市部落』・『農村部落』の出版（朝日文化賞受賞）、三重県解放運動無名戦士の碑の建立、松阪市戦没兵士の手紙集『ふるさとの風や』の出版、本居宣長記念館の建設（完成したのは没後）などである。戦後半世紀を経た今日から見れば、もはやありふれたものに映るかも知れないが、当時としては、どれも時代に先がけた取り組みばかりであった。

彼の取り組みの特徴を一言で述べれば、松阪が担っていたそれまでの歴史的な過去を、それらが持つ正の部分も負の部分も含めて正視しようという姿勢が貫かれている点にある。そのような行政上の実績を評価するうえで、忘れてはならないのは、梅川文男が戦前、農民組合の活動に携わりながら、プロレタリア詩を創作した詩人であったという事実である。戦前に活躍した三重県ゆかりのプロレタリア詩人として、四日市の鈴木泰治と並ぶ、きわめて貴重な存在である。

雑誌「詩精神」は「プロレタリア詩雑誌の（正系）」（伊藤信吉）をうけ継ぐものであり、そこには、「堀坂山行」というペンネームで書かれた作品が毎号のように掲載されている。三四（昭和九）年一月から翌年十二月まで続けられた「詩精神」には、新井徹・後藤郁子を中心として、小熊秀雄・田木繁・遠地輝武・大江満雄・鈴木泰治など、すぐれた詩人が集まっていた。そのなかの一人として、「農民組合運動のさ中にある詩人」（新井徹）の立場

から、梅川文男は農民運動および水平運動に直接関わる詩をいくつも寄稿していたのである。

そこで本稿では、まず彼の文学活動について論及しようと考え（次号では、当時の農民組合運動について、淡路時代の記録を紹介しながら、彼の軌跡を明らかにしたい）。

さらに巻末には、梅川文男に関わる研究資料として、大山とし氏から閲覧の許可をいただき、翻刻した書簡を紹介する。三・一五事件によって神戸で検挙起訴されていた梅川文男の様子がうかがえる貴重なものである。治安維持法違反の容疑で官憲に拘引されたのが二二歳、それから五年間も囚われの身となるのだが、その若さにもかかわらず、彼には「悟り切った人のようなユウ／＼たる御心境」がうかがえたという（書簡09：二九年六月一八日）。河合秀夫の妻いく子夫人が梅川の父辰蔵に宛てて記した書簡十六通、二八（昭和三）年七月一九日から三〇年九月一九日に至るまでの記録を、原文に従って掲載する。

序

松阪市街から西の方角に、堀坂山の美しい稜線が遠望できる。伊勢平野に広がる標高七五七、四メートルの山は、今も多くの市民に親しまれている。「堀坂山行」――松阪に多少とも縁のあるものなら、すぐにその雄大な山を連想させるペンネームを用いたのは、ファシズムによる圧

政の厳しい時代を生き抜いたプロレタリア詩人、梅川文男であった。

一九三四（昭和九）年一月に創刊された「詩精神」は、日本プロレタリア作家同盟の解散後、「プロレタリア詩雑誌の〈正系〉」（伊藤信吉）をうけ継ぐ雑誌であった。「詩精神」の刊行に際しては、編集から出版にいたるまでの雑務一切を、詩人の新井徹・後藤郁子が担当し、彼ら二人の小資本にもとづく前奏社を発行所とした。第一巻第四号（三四年四月）から同人制を採り、その終刊時には、同人の数が三四名にも及んでいた。終刊号（第二巻第十号、三五年十二月）に掲載された「詩精神同人」の名簿を見れば、小熊秀雄・田木繁・遠地輝武・大江満雄・鈴木泰治とともに、堀坂山行の名前も記されている。小熊や田木をはじめ、当時まだ無名に近かった詩人が数多く発掘され、江湖に送り出されたのである。

遠地輝武は、作家同盟の解散後に創刊された「詩精神」の特徴について、つぎのように述べている。

即ち、『詩精神』を舞台として花咲いた自由性は、かつて組織をもつてゐたが為に、幾分はおぎなはれてゐた労働者生活への接触面を組織の解消と共に全く失つて了つたインテリゲンチヤ詩人がその労働者の現実を見失ひがちになる事実に対して全身的にあがき乍らそこでの間隙をとりもどさうとして、最も大胆に且つ赤裸々な自己を暴露したところの自由性であつた。

（『詩運動の発展に就て—詩精神から詩人へ—』）

遠地の表現は、やや抽象的で分かりにくいのが、政治的な束縛から解放された「インテリゲンチヤ詩人」たちが「労働者の現実」を見失いがち

になる反面、「赤裸々な自己」の暴露を可能にした。そのような「自由性」によって、詩人の表現意識が急速に高まり、多様な表現をうみ出したといふのである。『詩精神』を論じる際には、このような歴史的な背景を押さえておく必要があるだろう。

一方、新井徹は「詩精神」で活躍した詩人たちを総括して、「詩作家六十四人論」を執筆している。そのなかで、堀坂山行は「農民詩人」の一人として挙げられ、つぎのように紹介されている。

堀坂山行、農民組合運動のさ中にある詩人、『メッセージを託す』といふ水平社の同志に送つた作品は元氣一杯のものであつた。簡明直截な手法で不要の修飾は一切つけないといふ実用型だ。『奈良漬』など素朴なよさがある。『無題』にはふてぶてしい力強さがあふれてゐる。小説に於て被圧迫部落を取扱つた『酒』を書いたこの作者が、本年度に於てびたりと筆をとめたのは淋しいことであつた。

（『詩精神』第二巻第十号、三五年十二月、四一頁）

このなかで触れられている『メッセージを託す』『奈良漬』『無題』『酒』は、どれも「詩精神」に発表された作品である。彼の書くものは毎号のように掲載され、詩や小説だけでなく、エッセイ・文芸時評など多岐のジャンルに及んでいた。それらの作品は、彼の没後に遺作集として編まれた『やっぱり風は吹くほうがいい』（六九年十二月、盛田書店）のなかに所収されており、当時書かれていたものを読むことができる。

新井の記事のなかで、堀坂山行は「農民組合運動のさ中にある詩人」と紹介されている。彼はつねに農民運動の苛烈な第一列に立ちつづけた

人間である。「労働者の現実」を見失いがちになっていた「インテリゲンチヤ詩人」たちの姿勢とは、明らかに異なる。

三・一五事件によって検挙起訴された彼が、五年にわたる獄中生活を終えて、堺市にある大阪刑務所から出獄したのは、『詩精神』創刊のわずか一年前であった。彼の独房の向かいには、日本農民組合香川県連合会の書記であった朝倉菊雄—ペンネーム、島木健作—がいたことは、有名なエピソードである。奇妙な一致ではあるが、堀坂山行は淡路連合会の書記をつとめており、鳴門海峡をはさんで入獄以前から向かい合わせでいたわけである。刑務所内の出来事を書いた、島木の小説『癩』(『文学評論』創刊号、三四年四月)にすこぶる感動して、『戦旗』時代の数多くの『プロレタリア』小説とちがって、ほんものだと唸った^⑤という。当時、彼の創作意欲をかり立てたもののなかに、島木の存在があったことは、間違いないであろう。

新井の記事に戻ると、さらに堀坂が「びたりと筆をとめた」ことを指摘する。だが、ちょうどそれと同じ時期、堀坂山行は郷里の雑誌「三重文学」創刊号(三五年十一月、三重文芸協会)にエッセイ『(漫筆)どくどくどく』を寄稿している。「プロレタリア作家の技術的貧困」を決めつける文芸評論家の十返肇に対して、つぎのような痛罵を浴びせかける。

こう言ふ、増長しているインテリ、早熟で小ざかしい文学的不良少年と協働のなんのといふプロレタリア作家諸君たるもの、豚のような寛容さがあるに違いない。勤勉で貧乏な労働者、農民の組織の方が、まだしも楽だらうと想像される^⑥。

十返のような「増長」しているインテリの「早熟で小ざかしい文学的不良少年」と「協働」するのは、「豚のような寛容」が必要であるという。小論ながらも、このような毒舌ぶりを見ると、彼が創作上の行きづまりを感じて、筆を止めていたのではないことが分かる。「読め!進歩的文芸雑誌」という言葉が表紙に記された「三重文学」創刊号には、堀坂の他に鈴木泰治(四日市)や野口健二(宇治山田)などのプロレタリア文学者が寄稿している。服役している息子の安否を気遣う老人の姿を書いた、堀坂の小説『老人』は、三六年二月号・四月号に掲載される。未決監の狭い接見室で、監視の目を全くはばからず、父に向かって「私のやつたことは正しいと確信してをります」といい切る息子には、獄中、非転向をうらぬいた作家自身の姿が重なる。

「特高月報」(内務省警保局保安課、四二(昭和十七)年八月)には、梅川文男の「犯罪事実」の一つとして、つぎのような記述がなされている。

自昭和九年至昭和十年約一年間東京市前奏者^{マド}発行の「詩精神」及び伊勢新聞記者渡辺光二発行の「三重文学」等に堀坂山行のペンネームを以て「闘士」「老人」等を掲載して労働者農民の階級意識昂揚を図り^⑦、(下略)

このような記述があるということは、特高警察の方も、彼の文学的な創作能力に一目おいていた証拠と見なせるであろう。このなかで挙げられている『闘士』という作品は、おそらく「三重文学」に掲載されたものと考えられるが、現在、雑誌そのものがほぼすべて散逸してしまい、残念ながらその内容は分からない。これまで梅川文男については、戦後、三重県議会議員(一期)・松阪市長(二期)をつとめ、革新の立場から

手腕をふるった行政上の実績に目が奪われがちで、「農民組合運動のさ中にある詩人」として貴重な作品を著していた事実が十分に評価されないままであった。そこで本研究では、彼がつねに農民運動の第一列で闘いつづけた人間であったという事実を十分に押さえながら、遺されたプロレタリア文学の作品を検討しようと考ええる。

一

堀坂山行の文学的特質をよくあらわす作品の一つに、「詩精神」第一巻第十一号（一九三四〔昭和九〕年十二月）に掲載された『部落民文学に就て』という評論がある。その内容はタイトル通り、「部落民」の問題をモチーフにする文学作品について論じたもので、「一九〇五年頃の『破戒』に迫るやうな作品が何故、現在ないか」^⑧という疑問を、彼なりに究明しようとする。そのなかで、いくつかの論点が挙げられているが、農民運動が水平運動と深く結びついた松阪の地にあった、彼ならではの見方が示されるのは、つぎのような部分である。

被圧迫部落民の大多数が、貧農中の貧農であり、都市にあつては細民である。故に、その特殊性が抹殺され、貧農一般、細民一般の中に解消せられた。

これは吾々の側の作家、詩人の被圧迫部落民への闘争と、正しき認識を疎外した。部落民を単純に貧農一般、細民一般に解消してはその歴史的、社会的特殊性を割り切ることは出来ない^⑨。

近代三重の農民運動が水平社の幹部たちによって始められたという歴

史的経緯は、よく知られるところである^⑩。大阪刑務所から出獄した堀坂は、郷里の松阪に帰るとただちに、それまで致命的な打撃（三三年三月三十一日における大弾圧）を受け、ほぼ潰滅状態であった全国農民組合全国会議（略称・全農全会派）三重県評議会の再建に、水平社のメンバーとともに取りかかった^⑪。右に引用した部分に見られる彼の言葉は、困難な現実立ちむかう生活のなかで実感として獲得された、確かな眼差しにもとづくものである。彼によれば、「部落民」に関わる歴史的・社会的な「特殊性」の問題がいつの間にかすりかえられ、「貧農一般、細民一般」のものへと解消されてしまっているという。さらに島田和夫の小説『草履』（『文学建設者』創刊号、三四年二月、歩行社）を引用しながら、「部落内に於る矛盾」、すなわち「同じ身分制の重圧のもとにありながら、その内部に対立する階級層が存在してゐる」事実が描かれていることを指摘している^⑫。それは〈部落内地主〉と呼ばれるものが存在することの矛盾でもあった。

作品の内容について指摘を受けた島田は、「堀坂氏の感想文に対する感想」という一文を「詩精神」第二巻第二号（三五年二月）に寄稿している。プロレタリア詩雑誌において、水平運動に言及するのは「おそらく堀坂氏のこれが最初であろう」^⑬という。そして堀坂氏の好意的な評価に応えながらも、自分の作品には「未熟な作者が対象に負けて思はずこぼした感傷の涙」^⑭しか描けていなかったと反省する。被差別部落をモチーフとして作品を創作することが、いかに困難なものか、あらためて問題が提起される形になった。

近代三重県部落史を中心に研究している黒川みどり氏は、水平社のメンバーが自分たちの運動を進展させるため、無産階級運動との連帯を積極的に試みるという局面があったことに論及している。「水平社の無産

階級への進出—三重県の場合—」(「三重県史研究」第三号、八七年三月)という論文では、二四—二五(大正十三—十四)年の活動状況が具体的に考察されている。当時、彼らは『教化と訓練』による階級的結合を促して得られた「プロレタリア意識」に支えられ、「あえて反差別を直截に掲げた闘争を後景に押しやることで労働者『一般』に同化しよう」としていたという¹⁵⁾。労働者や農民と連帯して闘争することで、より大きな力が結集できると考え、プロレタリア大衆への同化を試みたのである。だがその一方で、「部落問題が運動における位置付けを得ぬまま、階級問題に解消されていく傾向」¹⁶⁾が生じていた。被差別部落に関わる歴史的・社会的な「特殊性」が階級闘争というスローガンの下に一般化されてしまい、逆に自分たちを異化するための濫標が必要になるという皮肉な結果を招いたのである。おそらく堀坂山行は、右のような経緯を知っていたのに違いなく、みずからの体験にもとづいて、『部落民文学に就て』を執筆したのであろう。

ところで、島田の小説があった「文学建設者」には、堀坂の詩も掲載されている。さきに紹介した彼の遺作集『やっぱり風は吹くほうがいい』を見てみると、未収録の作品であったので、つぎにそれを引用しておく。

燻ぶつてるゾ!

今年の正月

餅搗かぬと部落でな

申合せしましたわい!

——やに眼の喜助爺がいふとつた。

初貯蔵でな

地主の伝兵衛さん

ウンとうまいことさんしたぞ!

——胸のしなびたなすびを

しやぶりつかせておまつがいふた

どうしたらえゝのやう——

なんとかならんもんかいのう

なんとかしてくれえ——

なるやうによりならへんぞ

どうなとせい!

——ばくろの義一が居酒屋で

共産党でもファツシヨでも

どつちでもかまへん

ドカツと一つやつてくれ!

——あぐらをかいていふとつた。

一九三四、三

〔「文学建設者」第一巻第五号、三四年六月〕

「どうしたらえゝのやう——なんとかならんもんかいのう」と、松阪の方言をそのままの形で用い、身動きのとれない農民たちの姿を活写

している。いかにも投げやりな「共産党でもファッショでもどつちでもかまへん／ドカツと一つやつてくれ！」という言葉には、憤懣やる方のない心境がうかがえる。これらの表現はどれも、堀坂が困難な現実に立ちむかう生活のなかで獲得した、確かな眼差しにもとづいたものである。

（以下、次号に続く）

注、本論文のなかで、雑誌「詩精神」の引用は、復刻版『プロレタリア詩雑誌集成』中巻（一九七八年十一月、久山社）からおこなった。なお「詩精神」に掲載されたのは、合計十篇の作品であり、詩六篇のほか評論二篇、小説・随筆それぞれ一篇ずつである。ペンネームは随筆『白いまゝとラヂオ』をのぞいて、すべて堀坂山行が用いられている。それらの掲載作品は、つぎの通りである。

三四年五月号（第一巻第四号）詩『春になつたゾ！―獄中の一同志に―』

六月号（第一巻第五号）詩『メッセーヂを託す―水平社の同志におくる―』

七月号（第一巻第六号）詩『奈良漬』

八月号（第一巻第七号）随筆『白いまゝとラヂオ』（佐野史郎）

九月号（第一巻第八号）詩『ハムレット』

十月号（第一巻第九号）小説『酒』

十一月号（第一巻第十号）詩『無題』

十二月号（第一巻第十一号）評論『部落民文学に就て』

三五年二月号（第二巻第二号）評論『詩精神作品評』

十一・十二月合併号（第二巻第十号）詩『選挙』

(1) 「一つの詩史 解題として」(『詩精神』解題・回想記)、『プロレタリア詩雑誌集成』中巻、一九七八年十一月、久山社、四頁)

(2) 「詩精神」第二巻第十号、三五年十二月、十三〜十四頁

(3) 伊藤信吉は、このような「詩精神」の状況について、「政治優位の〈枠〉から離れたことによって、当然のことながら詩人における主体的営為―その自律性が濃くなり、同時に芸術的形象化の意識が濃くなった」と指摘している(前掲〔注1〕、五頁)。

(4) 各作品が「詩精神」に発表されたのは、つぎの通りである。

詩『メッセーヂを託す』(第一巻第五号、三四年六月)

詩『奈良漬』(第一巻第六号、三四年七月)

小説『酒』(第一巻第十号、三四年十月)

詩『無題』(第一巻第十一号、三四年十一月)

(5) 『島木健作―「癪」もでるなど―』(『やっぱり風は吹くほうがいい』、梅川文男遺作集編集委員会、六九年十二月、盛田書店、一〇一頁)、なお初

出は『島木健作の思い出―「癪」もでるなど―』(「関西派」創刊号、四九年十五日、竹書房、十四〜十九頁)である。

(6) 「三重文学」創刊号(三重文芸協会、三五年十一月、十六頁)

(7) 「特高月報」(内務省警保局保安課、四二年八月、一六九頁)、引用は復刻版(政経出版社)からおこなった。

(8) 「詩精神」第一巻第十一号(三四年十二月、前奏社、九頁)

(9) 同右、十頁

(10) 農民運動史研究会『日本農民運動史』(六一年四月、東洋経済新報社、六四二頁)

(11) 同右、六五〇頁

(12) 前掲(注八)、十一頁

(13) 「詩精神」第二巻第二号(三五年二月、前奏社、六八頁)

(14) 同右、六九頁

(15) 黒川みどり「水平社の無産階級への進出―三重県の場合―」(「三重県史研究」第三号、八七年三月、七三頁)、なお「異化」と「同化」の視点から被

究」第三号、八七年三月、七三頁)、なお「異化」と「同化」の視点から被

差別部落の問題に切り込んだ『異化と同化の間 被差別部落認識の軌跡』
 (一九九年四月、青木書店) についても参照した。
 (16) 同右、七四頁

研究資料紹介

以下に紹介するのは、大山とし氏から閲覧・翻刻の許可をいただき、
 翻刻した書簡である。郵便の消印から、一九二八(昭和三)年七月一九
 日(三〇年九月二九日までに投函されたものであることが分かる。どれ
 も河合秀夫の妻いく子夫人が記しており、三・一五事件によって神戸で
 検挙起訴されていた梅川文男の獄中の様子を、彼の父辰蔵に知らせたも
 のである。

河合秀夫は当時、全農兵庫県連(全国農民組合兵庫県連合会)執行委
 員長をつとめた後、全農中央常任委員に選ばれるなど、多忙を極めてい
 た。そのなかで、松阪にいた頃からの同志である梅川に、可能な限り救
 援の手を差しのべていたのである。書簡に記された言葉からは、〈自由
 と解放〉を目指して深い次元で結びついていた人間の、至誠ともいえる
 信頼関係が感じられるであろう。これらの貴重な資料を保存していた大
 山とし氏は、河合秀夫・いく子夫妻の愛娘である。

これから紹介する書簡には、裁判の成り行きが断片的に記されている。
 梅川は神戸地方裁判所による懲役五年の実刑判決に不服を申し立て、二
 九年十二月、大阪控訴院で懲役五年(執行猶予なし)に処せられる。罪
 状は治安維持法違反であった。また「芝先」という名前が散見されるが、
 確認したところ梅川は検挙後の二八年七月、長尾有の実弟である芝先寛
 の養子となっている。長尾は日農(日本農民組合)淡路連合会を結成し
 た人物で、彼もまた三・一五事件で検挙起訴される。兄弟のつながりか

ら、三原郡賀集村の芝先家に農民組合事務所が設けられ、検挙されるま
 で梅川が書記として、そこに寄寓していたのである。

梅川は当時の獄中体験を回想して、「独座面壁」した囚人とは「記憶
 ばかりをくつて生きているもの」であることを知らされたという。そし
 て孤絶された獄室で、自己の内省にひたすら取り組んだのである。

渦巻く社会から隔絶された環境におかれた時にこそ、人は、まった
 く、言いわけや強がりやぬき、うぶにして、謙虚さをもって、過去
 の自分にたちむかえるものである。
 (『島木健作』)

彼の生涯の軌跡を明らかにするうえで、まずこの獄中体験の意味を見
 えることが大切であろう。そのためにも、河合いく子夫人による梅川
 辰蔵宛書簡を読むことが欠かせないのである。

なお翻刻に当たっては、つぎのような点に留意した。

(1) できるだけ原文を尊重するように努めたが、印刷の都合上、変体
 仮名はすべて現行の字体にあらため、旧字体は新字体にあらためた。
 (2) 資料番号は、便宜に付したものである。

01 梅川辰蔵宛書簡(封書、便箋、ペン書き、消印〔西宮、3・7・19、
 後6-18〕、三重県松阪町大字新町/兵庫県武庫郡六甲村徳井 河合
 秀夫、七月十九日)

先頃は御ねんごろな書状を頂戴致しまして御返事も申上げず誠に失礼を
 致しました。御許し願ひとう存じます。

其後籍のことにつきまして淡路の役場の方で文男様の承諾の証明がなけ
 ればいかぬとやかましい事を申しまして芝先さんの方でも色々交渉しま
 した結果役場から刑務所の方へ書類を送り証明を取って貰ふように致し

ました。所が刑務所の方でそれを文男様へ中々渡してくれませぬので昨日刑務所長に主人が面会しまして話しました所一昨日文男様の承諾証を淡路の役場宛に送ったといふて居りましたそうでございますので間もなく入籍の手つゞきもすみませぬことゝ存じます。

文男様にはこの十一日に調べに行かれる途中でお目にかゝりましたが元氣よろしく居られます。話すことは出来ませぬだそうでございますが元氣な様子を見まして安心致しました次第でございます。

それから通信のことは、事件に関係のない手紙ならば出してよい事になりました。面会はどうしても予審のすみませぬは許可致しませぬので致し方もございませぬ。差入につきましても、着類の汚れ物等少しも下げてくれませぬのでそれも一日二日の中に下げてくれるよう話をつけました。金は先頃大阪の兄上様から頂戴致しましたのが、

・本 三冊

・サル又 二

・シャツ 二

・牛乳 一ヶ月分（日一合づゝ）

右の差入れをしましたので現在十二円七十銭残って居ります。

文男様は金を少しも使はれぬので体のことも案じられますし、もっと金を使はれるように所長に伝言して貰ひましたが残って居る金で一食づゝ弁当を差入れることにするつもりでございます。

兎に角一度手紙を出して様子も直接に文男様からきいて見たく思つて居ります。

予審も近い中にすむような様子でございますから面会出来ますようになれば早速に御通知申上げます。

御両親様の御心中を考へます時涙なしには居れませぬ。けれども今の世

の中にあつて一度正しい道にすゝんで居られる御子息をもたれる事はどれ程ほこりであるか分らぬと思ひます。ことに文男様のような立派な真面目な方をもって居られますことは、世間的にどう云はれませうとも御両親様のほこりでなければならぬと思はれます。

どうかいかなることがございませうとも文男様にとりましてはよき、やさしき御両親様で居つて戴きますように願つて居る次第でございます。差入れのことは及ばす乍ら私方で致しますから、御心配下さいませぬようお願い申上げます。

末筆乍ら御尊体御大切に。

七月十九日

河合秀夫内

いく子

梅川辰蔵様

御前に



写真1 20歳前後の梅川文男（芝先勉氏提供）

02 梅川辰蔵宛書簡(封書、原稿用紙、ペン書き、消印(3・8・24、後8-10)、三重県松阪町新町/兵庫県武庫郡六甲村徳井 河合秀夫、八月二四日)

今朝為替二十円と御手紙たしかに入手致しました。其後何の変わりもございませぬので私の方も御使りも申上げず御心配をおさせ申上げた事と存じます。

文男様からは其後主人からも私からも手紙や葉書を出しましたり金の差入れを郵送にして見たり致しましたが一度も返事を貰へませぬ。所長の言はありまして予審判事がこちらの手紙を渡さぬものと思ひます。

*つぎの新聞記事は、神戸地方裁判所で三・一五事件に関する公判が開かれることを報じたものである。

それで予審すむ迄は通信も面会も許可せぬものと思ひ時々汚れ物等を下げて来た時に取りに参っては洗濯して差入れて居ります。然し人数の多い大阪でもこゝ一週間位で予審が終るので面会も出来ると弁護士から聞かされましたから人数の少ない神戸のごでございませぬから後からやられた人の調べを致しますにしてもそう長らくの辛抱でもないと思ひます。先日大阪の御兄様へも差入れのことについて手紙を差上げました事でございませぬが今文男様の所へは牛乳も二ヶ月分(十一月一杯)金も三十円近う入って居りまして私の手元にも十一円五十銭あづかつて居ります。今又二十円頂戴致しまして三十一円五十銭おあづかり申して居ります。刑務所の方では制限をしまして金を中々いれさせませぬ。

被告卅四名法廷を我もの顔に 縣下共産黨の公判開かる

「審理を公開せよ」接見禁止を解けのといふ 傍聴席は警察関係者で満員

兵庫縣下の日本共産黨被告卅四名の治安維持法違反事件は去る八月十一日、神戸地方裁判所の公判に附されたが、被告は皆日本共産黨の幹部で、これら共産黨事件は全通して最初の公判である。

物々しい警戒 入廷した被告卅四名

入廷した被告卅四名は、物々しい警戒の中に入廷した。被告は皆日本共産黨の幹部で、これら共産黨事件は全通して最初の公判である。



共産黨事件公判の 入廷した被告卅四名

裁判長の訊問を反駁したり 病氣だとして起立を拒んだり

然し意外平穩に進んだ身許しらへ

前科調べ 公判を公開せよ

再三注意されて満々たる 事實審理日來月初旬

写真2 神戸新聞、1928年9月29日(夕刊)

この十七日に組合員から弁当をいれてくれと頼まれましたのでその差入れ方々牛乳、本等いれに参りましたのですが此頃は昼迄しか色々なあつかいを致しませぬので差入れ屋へ頼んで参りました為、刑ム所の係りの者から直接には色々話を聞くことも出来ず此頃に本を差入れ方々様子を聞きに行くとし申し乍らまだ果さずに居るような次第でございます。中に居られると食事より何より本を一番ほしいらうございます。着類は夏冬のものもセル等も十分ございますので時々シャツ、さる又等を買ふ丈ですんで居ります。今の所金も何もかも十分差入れしてございますのでおあづかり申した金で文男様の希望を聞いて貰ひまして差入れ致すことに致します。

右のような次第でございますからこちらからお願ひ申上げます迄当分金の御心配をして戴きませぬようお願い申上げます。くわしい様子分り次第に御通知申上げます。

御家内様御一同様へ宜しう御願ひ申上げます。

八月二十四日

河合秀夫内

いく子

梅川辰蔵様

法廷から

日本共産黨事件

多分、東京地裁に於て、三つの被告、梅川辰蔵、河合秀夫、梅川辰蔵の三被告は、九月九日、東京地裁に於て、日本共産黨事件の判決を受けた。梅川辰蔵は、懲役二年、河合秀夫は、懲役一年、梅川辰蔵は、懲役二年と判じられた。梅川辰蔵は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。河合秀夫は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。梅川辰蔵は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。



写真3 大阪朝日新聞（神戸版）、1928年9月30日

梅川辰蔵、河合秀夫、梅川辰蔵の三被告は、九月九日、東京地裁に於て、日本共産黨事件の判決を受けた。梅川辰蔵は、懲役二年、河合秀夫は、懲役一年、梅川辰蔵は、懲役二年と判じられた。梅川辰蔵は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。河合秀夫は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。梅川辰蔵は、判決を受けた後、東京地裁に於て、控訴した。

03 梅川辰蔵宛書簡（封書、便箋、ペン書き、消印〔御影4・2・5、後10-12〕、三重県松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村徳井 河合秀夫、二月四日）

寒気きびしき折柄御一同様ごきげんようお過し下さいませとの事なにより結構の御事と御喜び申上げます。主人が突然にお邪魔申上げまして御厄介をおかけ致した事と存じます。

さて今日文男様の接見禁止がとけましたので早速私は面会して参りました。元氣、健康共少しも衰へて居られず暮に差入れしましたジャケツも汗が出るからと召さずに居られるようでございます。羽織も着ては居られませぬでした。全くいゝ血色で家に自由にして居っても風ばかり引いて居る私は恥しうございました。湯タンポも入れ、ば入りますが湯タンポはいれぬ眠れぬからといふて居られました。

お宅様のこと、大阪のお兄様のこと差入、通信等について色々申上げました。手紙も随分書かれるそうですが皆止められてしまひます。そうでございます。通信は係りの者が写しを取らねばならぬので面倒がつてボツにするのではないかと思ひました。判決は十八日でございます。

文男様は例へ十年ほりこまれてもピクともせぬ、健康と心とをもつて居られると思ひます。永い未決生活に色々な方面の修養をつまれてずっとしつかりした人になられたように思ひます。弘様もお会ひ下さつてからお宅様の方へ通信して下さること、存じますからこれでおきます。

二月四日 河合秀夫内

いく子

梅川辰蔵様

04 梅川辰蔵宛書簡(封筒・便箋兼用紙、ペン書き、消印〔御影4・2・19、前10―12〕、三重県松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村徳井河合秀夫内全いく子出、二月十八日)

前略

本日文男様に面会致しました。相変らず御元気でございます。公判の様子は新聞で御らん下さいました事と存じます。他の地方よりもずっとひどい判決で被告一同怒つて居られます。

文男様は昨日控訴されたそうです。この上上告されましたら最後迄には半年位居られるようにならうと思はれますが保釈がきかぬのでございますから控訴の期間中は通算するよう弁ゴ士から願うそうでございます。明日弘様御面会下さいませはづでございます。

明夜被告の家族の会合がございますので出来たら参り此後の相談をして来たいと思つて居ります。

マスやへ神戸新聞をお送り致しておきますからどうぞご覧下さいませ。乱筆お許し願ひとう存じます。

05 梅川辰蔵宛書簡(封筒・便箋兼用紙、筆書き、消印〔御影4・2・21、後4―6〕、三重県松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村徳井河合秀夫内、二月二十日)

御手紙と小包正にお受取申しました。

昨日弘様に面会して戴きましたので二三日しましてから面会かたが差入して参ります。

他地方の判決を御らん下さる度に神戸のひどい判決に対してお腹立ちと存じます。昨夜も被告の家族の会合に私が出席致しました所皆控訴に同意でございました。服罪した二人の人は身内もなく一回の面会も差入もなかった人ときゝました。神戸は東京大阪の様に救援会の組織を警察がさせませぬのでこちらの勢が弱くそうしてお気の毒な人もございます。色々な点で何れにせよ控訴して大阪へ移られる方がよいと考へて居ります。控訴の期間は三カ月以内にするよう弁ゴ士から願ひ出るそうでございますが、京都も控訴すれば大阪へ移りますですしそう早うもなるまいと思ひます。

芝先さんの方へもお見舞状をありがとう存じました。其後の容体も一進一退でよくなるとも悪いとも今の所分らぬといふことでございます。

長尾様は保釈で出獄出来るそうでございます。文男様も大阪でもう少し軽い判決をうけられたら保釈出来るかと思ひます。

他の人も大阪では保釈出来そうでございますので。

色々くわしいことはお目にかゝりました折に申し上げます。乱筆何卒お許し願ひとう存じます。

06 梅川辰蔵宛書簡(封筒、原稿用紙、筆書き、消印〔投函場所不明、4・4・1、前11―12〕、三重県飯南郡松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村徳井河合秀夫、三月三十一日)

御手紙拝見致しました。

皆様御きげんよくお過し下さいませ由何より結構と存じ上げます。私方

もおかげ様にて丈夫に暮して居ります。芝先様も大方快くなりました度々
お見舞下さいました事と存じますが御返事を差上げぬそうで失礼でござ
います。芝先さんが休まれますと書く者が居りませんので其為と存じま
す。

昨日文男様に面会お手紙の事話しました所そのお手紙は受とって返事も
出したといふて居られました。こちらから出した手紙は十日目でなけれ
ばとゞきませんしあちらからのものその位の日数がかかります。何でも一
旦検事局の思想係りの方でひかえをとるそうですので暇がいらいます。

相変らず御元気で色々差入のことや知人のことを話して居られました。
河合が忙しくて面会に行きませぬので不足らしくございましたですが淡
路から帰り次第お伺ひさせようと思つて居ります。

差入の金は大阪の御兄様から毎月二十円づゝ頂戴しまして弁当もこづか
ひも今迄通り致して居ります。

こんなに長いのに毎日弁当を食べて居るのはぜいたくなように思ふから
時々にしてほしいと御本人は云はれますがそれについてはお兄様の方か
ら御返事下さる事と存じます。

控訴公判は五六月頃と聞いて居ります。

では之で失礼致します。

末筆乍ら皆様へ宜しう御願ひ申し上げます。

乱筆御免下さいませ。

三月三十一日

梅川辰蔵様

河合秀夫内

07 梅川辰蔵宛書簡（封筒・便箋兼用紙、ペン書き、消印〔御影〕、4・

4・11、後012）、三重県飯南郡松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村

徳井 河合秀夫内、四月十一日）
御葉書頂戴致しました。

申上げる事を忘れて居りましたがあの荷物中にある英国ギ曲集は松阪長
月町の辻寅吉氏より差入として借り受けて居りました書物でございます
ので、誠に御厄介でございますが同氏にお返し下さいませよう願ひ申
上げます。家がお分りになりませんでしたらマサヤの人にお渡し願ひと
うございます。

文男様には五日に主人が六日に大阪の弘様御面会致しました。相変らず
元氣宜しいようでございます。差入の事は此後共致します。

御家内様御一同様へ宜しう御願ひ申し上げます。

乱筆御許し下さいませ。

08 梅川辰蔵宛書簡（ハガキ、ペン書き、消印〔御影〕、4・4・24、前

1012）、三重県飯南郡松阪町新町／兵庫県武庫郡六甲村徳井一一

河合秀夫内）

大杉栄全集六冊たしかに受とりました。寄附する人が本月十六日の第三
次検挙で検束されて居る事と思ひますので出て来られる迄おあづかり申
しておきます。河合は無事に働いて居ります。

御一同様へ宜しう御伝言下さいませ。

四月二十三日

09 梅川辰蔵宛書簡（封筒・便箋兼用紙、ペン書き、消印〔御影〕、4・

6・18、後012）、三重県飯南郡松阪町新町／神戸市六甲徳井 河

合秀夫内）

いつも御ねんごろな御手紙を頂戴致しまして恐れいります。

御一同様御きげんよく、文男様にも益々御元気で何より嬉しく思ひ居ります。下て、私方でも無事に過して居りますので、御休神下さいませ。

文男様の事も弘様の方で万事お世話願って居りますので、安心は致して居りますようなものゝ絶えず心にかゝります。御両親様にとりましてはどれ程か御心にかゝります事かと存じ上げて居ります。然し、面会の折にも、御便りの折にも、悟り切った人のようなユウ／＼たる御心境がうかゞはれましてお若いのに実に立派な方だと感心を致して居ります。宅の子どもクレオン画や手紙等時々差上げて居りますが此頃は返事が貰えますので大喜びでございます。主人も先頃家の法事に帰りましたのでございませが都合悪く御立寄も出来ず残念がつて居りました。

七月二十三日公判の折は、弘様が傍聴においで下さいますかも知れぬといふことでございます。親身の方でしたら出来ませうと思ひますので弁護士に傍聴券を貰ふつもりでございます。

ではどうぞ御家内皆々様へ宜しう御伝言下さいますようお願い申し上げます。

一層御自愛願ひとう存じます。

10 梅川辰蔵宛書簡(封筒・便箋兼用紙、筆書き、消印〔葺合、4・8・11、後0-2〕、三重県松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫内、八月九日)

暑中見舞状御先に頂戴致しましてありがとうございます。御一同様には格別の暑気にも御障りなくお過ごし下さいます由何より結構の御事と御喜び申し上げます。私共もおかげ様にて元気よう致して居ります。七日には

弘様と御一緒に私も傍聴に参りまして文男様の元気のいゝ御様子も見参りました。裁判長も神戸の折より実におだやかな調べ振りで被告にも云ふ事を云わせて居りました。どうぞ軽うすんでくれるようにと祈って居ります。明日位に文男様の調べがある事と思はれますので主人が行くはづでございます。

残暑のきびしい折ですので一層御自愛下さいませよう願ひ申し上げます。

11 梅川辰蔵宛書簡(封筒、筆書き、消印〔御影、4・11・4、後4-6〕、三重県松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫内)

手紙の内容は失われ、封筒のみ。

12 梅川辰蔵宛書簡(封筒、便箋、筆書き、消印〔投函場所および時刻不明、4・12・31〕、三重県飯南郡松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫、十二月三十日)

御ていねいな御手紙ありがたく拝見致しました。

二十七日夜下獄されると電報を頂戴いたしましたして河合翌朝面会に参りました所もう堺の方へ移られた後でガツカリして帰りました。誠に大切な物を奪はれたようでボンヤリ致して居ります。弘様もおつとめの中で随分一方ならぬ御心配で手をつくされましたのに保釈もきかずどんなにかお力落としと存じ上げます。

御両親様始め御一同様のお案じもさぞかしと存じます。然し年の多い西光様等随分弱いお体でございますのに一審で服罪されずと元気でつとめて居られますし未決と違ひ、頭もつかはれぬのでお体には宜しいの

かと存じて居ります。平常から寒さを苦にして居られませんし元気でおいで下さる事と思つて居ります。

一審で神戸で服役して居られる人も皆元氣なそうでございます。

此上は只元氣よく御帰り下さるよう祈るより他はございません。どうぞ又お便りのございました折にはおきかせ願ひとうございます。

御一同様お揃ひでよい年をお迎へ下さいませよう念じ上げます。

十二月三十日

河合秀夫内

梅川辰蔵様

13 梅川辰蔵宛書簡（封筒、便箋、筆書き、消印〔御影、5・3・3、

後4-6〕、三重県松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫、三月三

日）

御葉書戴きずてに致しまして誠に失礼の段御許し願ひとう存じます。

大分暖かにしのぎ易くなりまして御孫様方も一入御成長と存じます。

この冬はひどい寒さが少なかった事を何より喜ばしう存じて居ります。

文男様の事何につけても思ひ出されますお覚悟の上とは云へ心淋しく思

はれる事もございませう機会のある毎にお家の方々の温いお心持を御通

信願ひます事でどれ程力づけられて居られます事から存じます。今又共

産党検挙で沢山の人がやられて居ります。どれ丈の人がほりこまれます

でも次々に絶えず活動されて行きますが御家庭の人々のお心中等思ひや

られます。

文男様に御通信の折は私共も相変らずに居りますからと御伝言願ひ上げ

ます。どうぞ御元氣よう一日も早く御無事なお顔を見せて戴きますよう

に祈り上げます。

御一同様に宜しう願ひ申上げます。

御自愛下さいませ。

三月三日

河合秀夫内

梅川辰蔵様

14 梅川辰蔵宛書簡（ハガキ、ペン書き、消印〔大阪中央、5・3・20、

後6-7〕、三重県松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫内）

誠に御無沙汰申上げて居りますが、御一同様にはお障りもなくおいで下

さいますか。私方も障りなく過して居ります。

さて文男様其後いかゞお過しでございませうか。毎日お話の出ぬ日はご

ざいませぬ。此の月も御会ひ下さいました事と存じますが、弘様のお所

書を失ひましてお伺ひも出来ずに居りますので何卒御様子御聞かせ願ひ

とう存じます。

五月十九日

末筆乍ら皆様宜しう御願ひ申上げます。

15 梅川辰蔵宛書簡（ハガキ、ペン書き、消印〔御影、5・5・25、後

6-8〕、三重県松阪町新町／神戸市六甲徳井 河合秀夫内、五月二

十五日）

御葉書をありがとう存じました。

弘様よりもお手紙を頂戴致しましてお障りなくおいで下さいます御様子

を何より喜ばしう存じ上げて居ります。御便りの折には外の者は皆元氣

よくして居るからどうぞ一層御自愛下さいませようとお伝へ願ひとう

存じます。私共も三四日のうちに佐奈の方へ引あげて参る事になりましたので又松阪へ出て参りました折にはおたずね申上げる事もあるかと存じます。

御一同様に宜しくお願ひ申上げます。

16 梅川辰蔵宛書簡(封筒・便箋兼用紙、筆書き、消印(三重・伊勢相可5・9・29、後3-6)、三重県松阪町新町/多気郡佐奈村仁田河合いく子、九月二十九日)

お葉書をありがとうございます。誠に御無沙汰申上げて居りまして御許し願ひとうございます。二三日京都へ参って居りまして留守にお便りを頂戴致しましたので昨日は御地の稲葉病院へ参りました。帰りにお伺ひさせて戴きたく思つて居りましたのでございますが診察が以外に疲れましたので失礼を致してしまひました。いつも文男様元気よくしておいで下さいまして何よりの喜びでございます。

暑さにつけ寒さにつけどうぞお体にこたえぬように念じて居ります。外に居る者はどうしてそう病気になるのかと文男様にも御心配をかけた事でございますが、子供が弱虫で田舎へ帰りましたら丈夫にならうかと思つて居りますのに病氣ばかり致して困ります。でも学校は喜んで休まずに通ふて居りますので、その内には強くならうかと存じて居ります。文男様へお便りの折はどうぞ元気よくお越し下さるよう祈つて居ると御伝言下さいませ。

末筆乍ら御家内皆様へ宜しうお願ひ申上げます。

注、ひょうご労働図書館に所蔵されている古家夷三(元神戸俸給者組合

委員長)資料には、当時の神戸地方刑務所の様子が分かるものがある。それによれば、被告への差入れは主に解放運動犠牲者救済会神戸支部がおこなっていた。刑務所の規則として、差入れは五日ごと(日曜日は休み)朝十時までに、取下げは朝十時から十一時までであった。差入れ本は単行本のみ、月刊物は不可とされ、着物等は都合があれば被告人の家庭との連絡をとりながら届けられた。